

## 特許の侵害と用尽について

萩野国際特許事務所 萩野 幹治

正当な権原なく、業として特許発明を実施（生産、使用、譲渡など）した場合に「特許の侵害」となります。簡単に言えば、勝手に特許発明を使うことが侵害です。

特許法では、発明を物の発明（機械、試薬、薬剤など）と方法の発明（使用方法、製造方法など）に分けて、侵害になる場合を規定しています。

物の発明では、その物を生産、使用、譲渡等する行為が「特許発明の実施」に該当し、正当な権原なき者がこのような行為をする場合に侵害が成立します。例えば、ある特許製品を無断で生産したり、使用したりする行為が製品特許の侵害となります。ところで、例えば特許製品を正当に購入した場合には、購入した時点で（１）特許が用尽された（用尽した）又は（２）特許製品を使用等することが黙示的に許諾されたとみなされ、購入後に特許製品を使用等しても特許侵害となりません（このような場合に侵害となるのであれば、特許製品を購入する意味がなくなります）。但し、特許製品の用途が限定されている場合には注意が必要です。例えば、研究用試薬の場合は通常、研究のみに利用できることになっています。つまり、正規に購入した後であっても研究用途以外（例えばそれを使って製造したものを販売すること等）に利用することはできません。従って、購入する物について、（１）用途の限定がないかを確認し、（２）用途の限定があれば、その範囲内での使用に該当するかを確認し、（３）該当しないのであれば、予め販売側（特許権者）の承諾を得る必要があります。

一方、方法特許の場合には事情が複雑になります。方法特許では、その方法に使用する物が販売されたからといって、製品特許のように特許が用尽又は黙示許諾されたものとはみなされないことがあります。但し、方法特許に使用する物を販売するときにはその用途に関する特許について販売側が事前に権利関係を整理・調整しておくのが通常ですから、正当に購入した物を、「通常の」用途に使用するのであれば一般に方法特許の侵害を心配する必要はないと言えます。しかし、購入した物が通常の用途以外の用途（特殊な用途）にも使える場合には要注意です。購入した物を「特殊な」用途で使用するのであれば、当該特殊な用途について方法特許が存在しないことを自ら確認する必要があります。

以上